『人文学報』第124号（2026年３月）
（京都大学人文科学研究所）

神社の近代化と「神仏混淆」文化のゆくえ

佐　藤　雅　也*

はじめに

本論では，近代化によって成立した新しい神社の多数を占めた小社，村社などを中心に，正月行事（正月飾り）や民俗芸能（法印神楽）などの調査を通じて，近代神社のなかに「神仏混淆」文化がどのように継承され現在にいたったのか，民俗学や地域史（地方史）の視点から明らかにしようとするものである。

第１章では文献史学における，第２章では宮城県や東北地方を中心に民俗学，宗教学などにおける，神仏分離，国家神道，神道国教化，神社神道に関する研究整理を行い，その特徴と残された課題を明らかにする。第３章では，これまで見逃されてきた近代神社の９割以上を占めてきた小社（無格社），村社，郷社に焦点をあてた。その多くは真言宗・天台宗・修験宗の社僧・別当（法印）が明治初年に復飾し，神職に転向（転職）したことを，旧仙台藩地域の事例をもとに明らかにする。第４章では，それらの近代神社に移行された修験・密教文化について，正月飾りを中心に考察し，それが日本近現代の地域の神社に豊かで深みのある多様な文化をもたらしたことを論じる。

第１章　神仏分離・国家神道・神道国教化に関する研究整理

1　神仏分離と廃仏毀釈の研究

神仏分離（神仏判然）と廃仏毀釈に関する本格的な研究は明治以降における仏教学や仏教史の研究者によって始められた[1)]。それを踏まえ，全国的な神仏分離に関する基本史料に村上専精・鷲尾順敬・辻善之助共編『明治維新神仏分離史料』（1926年～1929年）がある[2)]。数多くの

* さとう　まさや　東北生活文化大学・宮城学院女子大学　非常勤講師

神仏分離の実態が報告されるが[3]，それでも全国に約 20 万社あった神社の 1 % 以下にすぎない（明治初年に約 20 万社，明治末期に約 19 万 3000 余社，昭和 16 年頃に 11 万 478 社）。おもに各地の有名社寺や社会問題化した事例が収録されており，比較的スムーズに旧修験・旧法印（別当・社僧）が復飾し世襲的な神職に移行した神社の事例はほとんど掲載されていない。寺院と修験院と神社が合わせて 3000 以上あった旧仙台藩の事例も一例も掲載されていない。

村上専精らの神仏分離研究を継承したものの一つに圭室諦成の研究がある[4]。神仏分離，廃仏毀釈の動機や意義については，藩政改革を推進した藩主や藩士，儒者らが主体となって実行したものであり，一般民衆によるものではないことを明らかにしている[5]。しかし，排仏論を受け入れなかった公家，幕府，諸藩や一般民衆の多数派の視点からの神仏分離や廃仏毀釈の意味については言及されていない。

圭室文雄は父の圭室諦成の研究を戦後に引き継ぎ発展させた研究者の一人とされる。氏は神仏分離政策の目的は日本における国家公認の宗教を江戸時代の仏教から神道に転換させたことを指摘した。江戸時代は僧侶の方が神官の上に位置していたが，神仏習合では社僧・別当などと呼ばれて，のちに神主となった者は，村落の中でも宗教者として地位の低い山伏，行人，祈禱坊主などが中心であり，明治政府（新政府）はこれら下級僧侶を一時還俗させ，一定の期間をおいてさらに神主として取り立てるという形式をとらざるを得なかったという[6]。

実際には，還俗，復飾して神職に転向した僧侶・修験（法印）たちは，下級僧侶ではなく，藩の藩士・家臣・陪臣待遇や本百姓階層の者で占められ，城下や近世村において何代にもわたり現地で重要な役割を果たしてきた宗教者（社僧，別当）であったという事実については言及されていないが，江戸時代の仏教の中心は祈禱的・現世利益的な密教であり，水戸藩領内でも真言宗だけで全体の 56.8% を占め，宗派ごとの処分寺院数でも，真言宗 769 か寺（56.9%），天台宗 146 か寺（70.9%）など，主流派であった密教系宗派に重点が置かれていたこと，修験の処分につては 421 か寺のうち 28 か寺（6.7%）と密教系でありながら少ないことを指摘している。

水戸藩の神仏分離は真言宗・天台宗を標的においていたが，幕末・明治初年の新政府による神仏分離は真言宗・天台宗に加え，修験宗や吉田神道，白川神道，陰陽道（天社神道），普化宗（虚無宗）なども主要な標的となった。水戸藩，岡山藩，会津藩などのほかに津和野藩，松本藩，富山藩などの事例も加え，特に津和野藩の廃仏毀釈政策が明治政府の神仏分離政策の直前に行われ，それが亀井玆監や野々口隆正（大国隆正），福羽美静などの手によって推進され，明治初年の各藩の神仏分離の手本となったとしている[6]。

次に戦後，現代の国家神道論や神道国教化体制論などの研究動向についても考えてみたい。

2　GHQ，日本政府・文部省，神社本庁による国家神道の定義

連合国最高司令官総司令部（GHQ）によって，日本政府に対して，昭和 20 年（1945）12 月 15 日に国家神道廃止令（神道指令，国教分離令）が発表された。伊勢神宮，官幣社，別格官幣社，国幣社，府県社，護国神社，郷社，村社，小社などの神社神道がその対象となった。指令の要点は，(1) 神道及び神社に対する公的な財政援助の停止，(2) 国家神道の教義・儀式の宣伝の禁止，(3) 教科書からの神道教義の削除，(4) 伊勢神宮の宗教的祭典，官幣社・国幣社その他の神社の宗教的式典への政府・公的機関による指令の撤廃，(5) 内務省神祇院の廃止，(6) 宗教の国家からの分離，(7) 国家神道，軍国主義，過激なる国家主義と切り離せないものであるため，公文書における「大東亜戦争」「八紘一宇」の用語の使用禁止，(8) 特定の神社を廃止することはせずに国家主義的イデオロギーの宣伝禁止などである[7]。

これを受けて，内務省神祇院，皇典講究所（神職養成），大日本神祇会（全国的な神職団体），神宮奉賛会（神宮大麻の頒布）が解散し，昭和 21 年（1946）2 月（宗教法人令の改正）に神社本庁が設立された。また日本政府・文部省は国家神道の定義とその対応策を発表した。

昭和 21 年 6 月 30 日発行『新教育方針第二分冊 ―― 第一部前篇　新日本建設の根本問題――』（文部省）の「(3) 宗教と政治を分離すること」のなかで，国家神道の特徴について述べられている[8]。

要約すると，国家神道（神社神道）だけは，法令で仏教，キリスト教，教派神道などの宗教とは区別され，宗教ではないとされながら，実際上は宗教の性質を備え，しかも国民の宗教として国家と深く結びつき，国民はその信仰を強制された。官幣社，国幣社，県社など公の財源から財政上の援助を受け，官公吏が職務上において神社に祈願や報告を行い，官公立の学校が神社を祀り，生徒を神社に参拝させ，教科書に神社神道の教義や儀式を記述し教えるなどした。マッカーサー司令部が国家神道について指令を発したのは，このような事実を取り除いて信教の自由を徹底させるためとある。

その後の日本の独立回復が成立したことを受けて，神社本庁による国家神道の定義，国家神道の役割に対する見解が登場してくる[9]。

昭和 31 年（1956）『神社本庁十年史』の「序篇終戦前史　1　国家管理下の神社」の冒頭には，国家神道（神社神道，皇室儀礼）の特徴について述べられている。

要約すると，明治以降，「神社は国家の宗祀である」，あるいは「神社は宗教としては取り扱わない」という地位に置かれ，神社は国家によって管理され，その保護下にあって，後世では「国家神道」の名称で呼ばれる組織が整えられた。約 80 年間，皇室を戴く神社の行政組織は整備され，絶対尊貴の伊勢神宮の下，全国諸神社の神威は高まり，国内および新たに従属，編入された領土その他，海外，外国の世界に，神社は続々と諸神を祀り祭儀が行われた。

昭和 15 年（1940）「皇紀 2600 年」には，全国 11 万有余社の神社を総括する官衙として，従

来の内務省神社局が拡大され神祇院となった。特記すべきは，天皇を始めとする皇室のことであり，大日本帝国憲法第１章天皇，皇室典範の皇位，皇室令第１号の登極令（天皇の践祚・大嘗祭・元号），立儲令，皇室祭祀令などの法令の基盤となる精神は，固有の神道のそれであり，その儀礼は神道によるとある。神社本庁は，明治末期から昭和初期・戦時下の国家神道を念頭に，国家管理下の神社によって構成された国家神道を神社神道と天皇・皇室祭祀を含めてとらえ，皇祖天照大神を祭神とする伊勢神宮を頂点に全国の神社組織が整備されたとした。

以上のような，GHQ，日本政府・文部省，神社本庁の国家神道の定義などをふまえ，藤谷俊雄や村上重良の本格的な国家神道論が登場してくることとなった。

3　国家神道・神道国教化体制の研究

藤谷俊雄によれば[10]，戦前の日本では，国家神道は宗教ではなく，国民道徳だといわれてきた。しかし，天皇の祖先神を中心として，天皇が祭主として祭祀を行い，全国に多数の神社を抱えた国家神道はあきらかに一つの宗教である。そして国家権力と結びついた宗教が国民の義務として信奉を強制されているところから，戦前の日本には真の意味の思想や信教の自由はなかったという。このように国民大衆の神道信仰と国家神道を区別する問題意識があったものの，近代の国家神道で大多数を占めていた郷社，村社，小社の神社の信仰についてはほとんど触れられていなかった[11]。

村上重良によれば[12]，国家神道の特色は，第１に神社神道の宗教としての特異な性格，第２に 19 世紀半ばまでに成立していた多様な系統の神社が天皇崇拝を主軸に再編成し神社の内容の改変，第３に天皇崇拝の国家神道の思想に立つ新しい神社の創建などであるという。

第１の神社神道の宗教としての特異な性格とは，国家神道は民族固有の信仰と主張した神社本庁の見解と同じものだが，史料批判や学問的な検証は行われなかった。

村上説では，明治初年の神仏分離政策によって出現した神社神道の近代化は，近世後期以降の「神仏混淆」（神仏習合）の修験文化・密教文化がいったん分離されたのち，その一部がどのように地域の神社神道に取り入れられ，近代の神社神道の成立，普及に大きな役割を果たしてきたか，あるいは近代神社の大部分が，津和野派から習合神道と呼ばれた旧密教・旧修験宗の別当・社僧が復飾（還俗）して世襲的な神職となった神社などから構成されたという史実については，ほとんど検討されず課題として残された。

これらの国家神道論に対して，安丸良夫は国家神道という表現ではなく，日本の近代化と民衆思想史の視点から神道国教主義的な体制としてとらえなおそうとした。

安丸良夫の神道国教化主義的な体制論は[13]，第１に頂点に宮中祭祀と伊勢神宮をおき，中間に各地の官幣社，国幣社を配し，底辺に村々の産土社をすえ，国家的規模での神社祭祀の統一的体系に日本人の宗教生活の全体を編成し帰属させた。第２に日本人の宗教生活の全体がすっ

かり転換してしまい，新しい国体イデオロギーが内面化された。第３に民間信仰の抑圧，否定であり，国体イデオロギーの内面化と近代化してゆく日本社会の通念への同調化が進展した。第４に神道国教化における修験に注目した（吉野山，出羽三山，秋葉山などの一山支配の修験の動向が中心であり，全国各地の里修験の動向については数例のみで詳しくは検討されなかった）。第５に五箇条誓文の発布式，即位式や大嘗祭，天皇巡幸や観兵式，憲法発布式と，天皇制国家は次々と国家的統合を表現する儀式をあみだし，神社の祭礼や学校行事などの国家的儀礼を地域で受けとめる様式をつくりだしていったことを指摘した[14]。

1980 年代以降の主な研究には[15]，葦津珍彦[16]，羽賀祥二[17]，武田秀章[18]，新田均[19]，山口輝臣[20]，高木博志[21]，ジョン・ブリーン[22]，田中秀和[23]，島薗進[24]，新谷尚紀[25]などの論考があるが，ここでは本論とも関連がある田中秀和の論を取り上げる。

文献史学ではあまりかえりみられなかった在地の小社に注目したのが田中秀和の研究だった。田中は明治以降の神仏分離研究をふまえ，幕末維新期の密教や修験等に注目し，弘前藩など東北北部の事例を中心に，地域社会と在村小社などの視点から国家神道論を論じている。

田中によれば，神仏分離の沙汰が弘前藩全体に及ぶのは明治２年（1869）２月以降であり，藩の方針が決まるのは同年９月であり，明治３年８月には社寺掛から大社の神仏分離が命じられ，同年 11 月以降，岩木山三所大権現の別当百沢寺（真言宗）は別当御免になる。明治４年に廃寺となるが，岩木山三所大権現は岩木山神社と改称し，明治６年には国幣小社となった。

また一村一社をめざした神社整理も行われ，末社を含めて 401 社が廃社となり，650 社の神社が残された。これらは神職１人当たりの氏子数を確保した在地の宗教者寄りの政策で，在地の慣行をなるべく温存しようとした政策だという。

神社の社僧・別当である修験者については，最寄りの神職に持宮を譲るか，復飾して神職となって奉仕するかの選択が迫られた。仏体・仏号の鎮守堂は神社と峻別され，神体は上納し神道色を抜いた上で修験者の祭祀は認められたが，明治３年以降には社付の修験者は，復飾して一同神職に転ずるようにと方針が転換されたという。

こうして津軽地方の神仏分離は，神社や神職，寺院，僧侶の近代化，整理・合理化などをともないつつも，江戸時代の宗教政策や神社のあり方に配慮し，在地に迎合的に進められた。明治初年の廃仏毀釈や神仏分離が事件化し，鋭く対立した事例だけではなく，在地に配慮，迎合し，なるべくスムーズに神仏分離を実施しようする事例を示したといえる。仙台藩地域や米沢藩地域でも同様なことが言えるのであり，この形態の方が一般的だったと考えられる。

ここでは田中秀和の論点に加え，国家神道と民間伝承とが対立・競合・淘汰・包摂されるだけではなく，両者が併存・混在化し，民衆・常民の新しい文化を形成してゆく変容の過程としてとらえ，それが現代の神社神道にもつながるものとして考えていく。このようなアプローチは，以下に述べるように，民俗学や宗教学などではすでに行われてきた。

第２章　民俗学・宗教学と近代神社神道の研究動向

1　宮城県の法印神楽と神社・修験

民俗学では，戦前に本田安次が法印神楽や舞台飾りの切り紙と旧修験などとの関係について言及している[26]。これらは旧修験宗や真言宗，天台宗などの密教文化に由来するものがほとんどである。本田安次によれば，法印神楽は，もとは各所の法印たちが集まって夏秋の諸社の祭礼で演じたもので，そのため法印神楽の名があるが，明治維新以後は民間の者にも伝授するようになり，気仙，本吉，登米，桃生，牡鹿，遠田の各郡に流布し，陸中南部でも行われた。

宮城県石巻市雄勝町の雄勝法印神楽（国の重要無形民俗文化財）を雄勝法印神楽保存会とともに伝承し，関連する古文書や衣装，道具等を所蔵する石峰山石神社は，延徳２年（1490）から続く旧修験の世襲的な神職によって，明治以降も代々継承されてきた[27]。兼務社の葉山神社は，石（いその）神社遥拝の里宮である薬師堂として建立され，明治初年までは羽黒派修験の市明院（一明院，千葉家）が別当として祭祀を行った。明治初年の神仏判然令以後の別当は復飾し神職となり，葉山神社として祭神は少彦名神，神体は薬師如来坐像（鎌倉時代製作）・随身十二神将が祀られている。湯立の神事では宮司（千葉家，話者）が神事を執り行い，正月迎えの「おかざり」などの切り紙は一子相伝で現在も伝承されている。

民俗芸能研究者の千葉雄市によれば，宮城県の神楽には，大別して，(1) 法印神楽，(2) 南部神楽，(3) 十二座神楽，(4) 太神楽などの４系統がある。

宮城県北東部・太平洋沿岸の浜地帯と北上川下流域には「法印神楽」と称される採物神楽がある。江戸時代中期頃から祈祷などを行う法印と呼ばれた里山伏（里修験）たちが集まり，神社や修験院の祭りに，仮設の神楽舞台を設けて，神話を題材とした神楽能が演舞，奉納された。

南部神楽は，宮城県富谷市を南限として，宮城県北全域と岩手県南の旧仙台藩領，旧一関藩領，旧南部藩領の一部に分布している。その由来は，江戸時代末期に一関周辺の法印と神楽好きの農民たちの手によって，山伏神楽（旧南部藩）と法印神楽（旧仙台藩）の芸態や様式を基調としたうえで，神楽囃子に新しいリズムを取り入れた。また，演目に奥浄瑠璃の物語や土地の伝説などをくわえ，舞人が仮面をつけたままで唱える口話（こわ）というせりふまわしに，民謡調の色合いを付け，観客が芝居を見るように接する芸態が編み出された[28]。

笠原信男は，明治以降の神仏分離による神社神道の成立が神楽にどのような変化を及ぼしたかについても考察している。

笠原によれば，中世には宮城県石巻市湊の長禅寺と式内社の零羊崎神社が習合化し，近世に白山社となり，牧山観音堂と呼ばれ参詣客で賑わった。幕末に牧山観音の別当を務めていた長禅寺（天台宗）の住僧は，神仏分離により明治初期に還俗し，長禅寺は廃寺となり，旧白山社を零羊崎神社として再興しその神職となり，明治７年（1874）には社格が郷社となった。初代

神職（旧長禅寺住僧）は明治 13 年に迎える，長禅寺中興の祖・栄存法印二百年大祭にあたり，栄存を祀る神社に石巻市真野の法印（修験者）等 10ヶ院が江戸時代に伝えていた神楽を奉納したいと考え，還俗して神職となっていた旧法印 2 人が中心となり，帰農した旧法印や近郷の農家有志で稽古を重ね，古式通りの神楽を奉納した。明治以降の零羊崎神社は，近郷近在の筆頭神社として復活した牡鹿法印神楽（石巻市湊牧山）の中心となった。

本吉法印神楽（宮城県本吉郡南三陸町戸倉）は本吉郡南方の法印（修験者）で組織された神楽であり，明治以降は修験から神職に転向した旧法印たちが本吉法印神楽会を組織した。本吉太々法印神楽（宮城県気仙沼市）も旧法印のみで継承した[29]。

2　小さな神社の祭りと年中行事に注目

柳田国男は「神社のこと」で日本に 10 万社以上もある神社の性質，目的をわずか 700，800 ばかりの著名な神社だけの知識によって類推するのは無理があるにもかかわらず，これまでの学者はそうしてきたと批判している。この少数の著名な神社は単に残りの全部を代表しがたいというだけではなく，その他の神社と相反する特徴をもつという[30]。

その後も民俗学や宗教学では，和歌森太郎，西垣晴次，月光善弘などによって宮城県北部における旧修験と神社祭祀，法印神楽，祭りと年中行事などとの関係性が論じられた[31]。また宮家準などによって修験道と神道およびその地域的展開などについての研究が進んでいる。

宮家準によれば，明治 2 年（1869）に復飾して神職となった岩手県宮古の旧修験が，近代以降には，① 神社本庁認可の神職，② 神職の資格はないが俗別当，③ 神楽衆，④ 護摩などを施行し仏教への志向を強く持つ神職，⑤ 修験から独立して活躍するようになった神子など，大きく 5 つの流れに分化していったという[32]。

近代の神道国教主義的体制あるいは国家神道の神社というと，伊勢神宮や宮中祭祀，官幣社，別格官幣社，国幣社，府県社，創建神社などに対する関心は高いが，神社の多数を占めた郷社，村社，小社の多くは，世襲的な旧修験・旧密教の法印等が復飾し転向した神職が担い手となり，近代以降の神社祭祀と地域の祭り年中行事を成立，展開させていったのである。

その典型が伝承切り紙であり，正月飾りにおける特定の形態（図 1・図 2 の切り透かし形式，図 3～図 6 の紙注連形式，図 12 の人形形式など）で表現されるのだが，その本格的な調査研究は宮城県神社庁によって，自らの独自性に気づいていた神職たちによって始められた。

3　宮城県神社庁と「伝承切り紙」に関する研究の展開

宮城県神社庁は，おもに旧密教・旧修験由来の神社に継承されてきた伝承切り紙に注目し，宮城県神社庁の設立 25 周年記念事業として，昭和 47 年（1972）に『宮城県神社きりこ写真集』を発行した。「おかざり」，「きりこ」，「きざみもの」，「ごへい」などと呼ばれていた伝承

切り紙を「きりこ」という名称に統一し，写真図版を通してその実態を初めて明らかにした[33]。

これを受けて，伝承切り紙の起源，形態，全国的な分布について明らかにしたのが熊谷清司『日本の伝承切紙』である[34]。正月飾りと切り紙，神楽と切り紙，盆の切子灯籠と紙花，切り紙細工（染型紙，富貴絵，団扇等）などについて論じられ，特に正月迎えの伝承切り紙は，旧仙台藩地域の宮城県北部や岩手県南部のオカザリ（製作者はおもに旧法印の神主），新潟県のハッチョウガミ（製作者はおもに神職を離れた表具屋，印刷屋，造花店等），石川県能登地方のホウライ（製作者はおもに神職を離れた造花店），山梨県のマエダレ（製作者は神主，富士講の先達，ホーギンと呼ばれる民間宗教家等），高野山のホウライ（製作者は神職を離れた松本日進堂，表具師中豊），奈良県吉野郡野迫川村のキヌ（製作者は各家の自製）などについて考察している。

「きりこ」，「おかざり」，「ほうらい」，「まえだれ」などの正月迎えの切り紙製作のおもな担い手は，旧密教や旧修験系統の僧侶や神職であり，東北地方はその伝統が現代でも色濃く伝承されている地域であった。これ以降，東北地方を中心に全国各地の伝承切り紙が紹介，言及されていく。また日本国内だけではなく中国の剪紙（せんし），紙馬（しば）との関係に言及する研究も登場する。さらに全国各地のミュージアムでも伝承切り紙に関する企画展・特別展が開催され，展示や図録，調査報告書などを通して，各地に伝わる切り紙の形態が明らかとなる。

佐藤雅也は，宮城県の仙台市，塩竈市，多賀城市，松島町，利府町，七ヶ浜町などの正月迎えの切り紙の実態について報告し，「おかざり」，「きりこ」，「きざみもの」などの製作者は，おもに旧法印・旧修験の世襲的な神職等であることを明らかにし，切り透かし形式（図1・図2），紙注連形式（図3～図6），人形形式（図12）がその特徴的な形式であることを論じた[35]。

以上のような研究動向もふまえ，宮城県神社庁は設立50周年記念事業として，平成7年（1995）に「宮城きりこ調査会」を発足させ，宮城県神社庁の神職と東北大学の杉山晃一（文化人類学），鈴木岩弓（宗教学），仙台市歴史民俗資料館の伊藤優（民俗学），佐藤雅也（日本近現代史，民俗学）が加わり，平成13年（2001）まで調査を行い，最終的な研究報告を『祈りのかたち ―― 宮城の正月飾り ――』（平成15年〔2003〕）としてまとめた[36]。

前掲書『宮城県神社きりこ写真集』と比較すると，正月飾りの形態分類（切り透かし形式，紙注連形式，幣束形式，人形形式，しで形式）の特徴と歴史的な起源についても論じられ，現状についても宮城県中央部と県南部の事例が豊富になった。また神社だけではなく寺院（天台宗寺門派）の「おかざり」についても紹介されていることが特色である。これらのことにより，幕末の修験宗・真言宗・天台宗の法印・別当・社僧が明治初年（その後の調査で明治2～3年）に復飾し神職となる，または天台宗寺門派などへの帰入による寺院存続，あるいは近代以降も存続した一部の天台宗，真言宗寺院などによって，伝承切り紙が継承されてきたことが具体的に明らかとされた。

その歴史をさかのぼると中世，近世からの世襲的な旧修験・旧法印が，慶応4年（1868）3

月以降に始まる新政府の神仏分離政策により，神仏混淆が禁止され，明治2年〜3年に復飾し，社僧・別当をつとめていた神社の神職にそのまま転向するわけだが，大部分の神社は，近代神社の社格では小社，村社，郷社であった。

第3章では，近代神社の社格と数量的な変遷について確認しておこう。

第3章　近代神社の数量的把握とその変遷

1　近代神社の総数と変遷

藤谷俊雄「国家神道の成立」によれば，昭和12年（1937）には官幣大社58社，官幣中社26社，官幣小社5社，別格官幣社27社，国幣大社6社，国幣中社46社，国幣小社37社，府県社1079社，郷社3613社，村社4万4838社，無格社（小社）6万703社の合計11万438社とある。また村上重良『近代日本の宗教』によれば[37]，明治39年（1906）の神社数は19万265社だったが，内務大臣原敬の下で全国の神社の大幅な整理併合が行われ，約11万社（村社約4万4000社，小社約6万社）となった。そして河村忠伸によれば[38]，明治39年8月9日勅令220号を契機に神社整理が始まり，府県社以下神社の総数19万3000有余（村社，小社が18万9000余）が統廃合，合祀され昭和初年までに約11万社に減少した。

さらに『神社本庁十年史』によれば，昭和16年（1941）頃の神社総数は合計11万478社であり，内訳は官幣社114社（0.1%），国幣社91社（0.08%），府県社1109社（1％），郷社3617社（3.3%），村社4万4836社（40.6%），無格社（小社）6万594社（54.8%），指定護国神社34社（0.03%），未指定護国神社83社（0.08%）であった。官幣社・国幣社・府県社・護国神社を合わせても神社全体の約1.29%でしかない。

これに対して，村や町における旧近世村・大字などの地域を統合する役割を担った小社・村社・郷社は，合わせて約98.7%と数量的には多数派であることがわかる。近代の神社神道の実態は，小社，村社を見なければわからないということである。

なお昭和16年頃の宮城県の神社数は合計1296社であり，その内訳は官幣社0社，国幣社2社（0.15%），県社10社（0.8%），郷社39社（3％），村社641社（49.5%），無格社（小社）603社（46.5%），指定護国神社1社（0.08%），未指定護国神社0社であった。小社・村社・郷社を合わせて約99%を占めた。

神社の多数を占めていた小社・村社・郷社の神職は，慶応4年（1868）3月以降の神仏分離令（神仏判然令）が，明治2年（1869）以降には仙台藩にもおよび，明治2年から同3年にかけて，おもに真言宗・天台宗・修験宗の僧侶たちが復飾し，別当・社僧をつとめていた神社の神職へと転向した。寺社の統廃合と神道国教化の宗教改革，行財政改革をともない，在地に配慮・迎合しつつ，近代化された神社が短期間に創出された。

2　旧仙台藩地域における国家神道の成立と展開の意味

18 世紀後半頃の仙台藩の寺院数は，真言宗 299（仙台城下 62，郡中 237），天台宗 96（仙台城下 18，郡中 78），曹洞宗 630（仙台城下 38，郡中 592），臨済宗 88（仙台城下 26，郡中 62），時宗 6（仙台城下 2，郡中 4），浄土宗 70（仙台城下 31，郡中 39），法華宗（日蓮宗）15（仙台城下 7，郡中 8），浄土真宗 69（仙台城下 21，郡中 48）の合計 1273（仙台城下 205，郡中 1068）であった[39]。宗派別寺院の割合では，真言宗・天台宗の密教寺院が全体の 31% を占め，曹洞宗寺院は 49.5% を占めるが仙台城下に限ると 18.5% と少ない。一方で密教寺院は城下では 39% で 4 割近くを占めていた。

また仙台藩の修験宗寺院は，仙台城下と 21 郡 1019 村に少なくとも 1000 余あったといわれ，前述の寺院数 1273 と修験宗寺院数 1000 余を合わせた 2273 余のうち，修験宗と密教寺院の合計は 1395 余（61.4%）で全体の 3 分の 2 近くを占めていた。明治初年の神仏混淆禁止の神仏分離政策では，これらの真言宗・天台宗・修験宗寺院と僧侶が統廃合と復飾の主要な標的となり，神道国教化と国家神道の土台の役割を担わされることとなった。

伊藤辰典によれば，仙台藩の修験寺院は安永 2 年（1773）～安永 9 年（1780）に編集された『安永風土記』等を基本史料として，現存する史料等から本山派 412（56%），羽黒派 262（35.6%），当山派 62（8.4%）の合計 736 の修験寺院が明らかにされている。修験者は士分山伏と百姓山伏に分かれ，士分山伏には先達・年行事・小先などの寺格を持つ藩士・家臣待遇と，有力藩士の家中（陪臣）待遇があり，百姓山伏には本百姓格と水呑・借家山伏などの階層があったが，明治初年以降に復飾し神職に転向したのは士分山伏と本百姓格の山伏であった[40]。

さらに 729 の修験寺院のうち，明治初年に復飾して神社の社僧・別当から神職に転向した修験は 178 院（24.4%）でほぼ 4 人に 1 人であり，それが近代神社の神職の 7，8 割をしめることとなった。また復飾せずに天台宗・真言宗寺院へ帰入した修験は 76 院（10.4%）でおよそ 1 割をしめ，両者を合わせると 34.8% で全体の 3 分の 1 以上をしめた。その一方では，廃院し僧侶や神職以外の職業を選択した修験は 3 分の 2 近くをしめ，最も多かったのである[41]。

3　近現代における宮城県の神社

近代神社の社格は，明治 4 年（1871）5 月太政官布告により，全国の神社が官社と諸社に大別され，官社は大・中・小の官幣社と国幣社および別格官幣社，諸社は府県社，郷社，村社，無格社（小社）の階層的な区分が創出された。宮城県の神社は，明治 8 年（1875）には国幣中社 2 社，県社 5 社，郷社 19 社，村社 650 社，小社（無格社）1317 社の合計 1993 社に対して，明治 10 年（1877）には国幣中社 2 社，県社 7 社，郷社 26 社，村社 692 社，小社 1034 社，境外遥拝所 1 社の合計 1762 社であり，全体の 11.6% にあたる 231 社が減少した。また昭和 16 年頃の宮城県神社は 1296 社であり，明治 8 年 1993 社の 35% にあたる 697 社が減少し，整理

統合・合祀された。神社 1296 社のうち，官幣社 0 社，国幣中社 2 社，県社 10 社（昭和 17 年に郷社から県社に昇格した零羊崎神社を加えると 11 社），指定護国神社 1 社，郷社 39 社（零羊崎神社を除くと 38 社），村社 641 社，無格社 603 社であり，郷社・村社・無格社を合計すると 1283 社で全体の約 99% をしめていた。修験宗・密教寺院の社僧・別当を明治 2 年～明治 3 年に復飾，神職に転向させることで近代神社の土台を創出したうえで，おおかたの神社の社格が明治 4 年（1871）から同 10 年にかけて格付けされ，その後一部に昇格や合祀等があるものの第 2 次世界大戦後に廃止されるまで続いていた。

なお昭和 21 年 2 月には国家神道を支えた皇典講究所，大日本神祇会，神宮奉賛会の 3 団体が中心となり，旧内務省外局の神祇院職員も協力し，神社本庁が設立された。神社本庁の地方組織として各都道府県に神社庁がおかれた。昭和 21 年 2 月に設立された宮城県神社庁は，伊勢神宮を本宗と仰ぐ全国約 8 万社の神社を包括する神社本庁の地方機関であり，所属する神社総数は平成 7 年（1995）現在 933 社，令和 4 年（2022）現在では 928 社で，明治 8 年（1875）1993 社の 53.4% にあたる 1065 社が減少し，近代化 150 年で神社は半分以下となった。

宮城県神社庁所属の神社は 19 支部に分かれるが，仙台支部を除く各支部では，少なくともその 7，8 割，宮城塩竈支部では約 9 割（旧国幣中社の志波彦神社・鹽竈神社を除くすべての神社）が，中世・近世の修験・密教の社僧・別当が復飾し転向した世襲的な神職であり，地域の人々とともに神社の祭祀と祭り年中行事を継承，展開させて行くこととなった。

第 4 章では，そのなかでも本来は淘汰されたはずの「神仏混淆」文化に焦点をあて，近現代の神社のなかに存続していく過程に注目し，その歴史的な意義と役割について考えてみたい。

第 4 章　近代神社に移行された修験・密教文化

1　法印神楽・懸仏・狼信仰・正月飾り

宮城県や東北各地の神社などにおける修験・密教文化の痕跡，継承，展開については，これまでに法印神楽・山伏神楽・番楽・能舞などの各地の神楽や，懸仏（御正体）・仏像などの神社の宝物，狼信仰，正月飾りの切り紙などが指摘されている。

例えば，東北地方の狼信仰は，三峯神社，山津見神社，その他の山神信仰の 3 系統に分けられるが，三峯神社の信仰は，江戸時代中期に仙台藩地域の刈田郡，柴田郡，宮城郡の現在の宮城県南部から中部にかけて普及し，江戸時代後期には福島県北部，宮城県北部，岩手県中部から北部にも広まった。これらの神社の狼信仰には修験・密教文化が深く関与していた[42]。

宮城県名取市の熊野新宮寺（真言宗）は名取熊野三社（熊野那智神社，熊野本宮社，熊野新宮社〔現・熊野神社〕）の別当であったが，神仏判然令により神仏混淆が廃止され，新宮寺と熊野三社は分離された。新宮寺脇院の 8 坊は明治 2 年（1869）に廃寺となり，寺領は神社が受け継ぎ

新宮寺は旦那寺へと転換した。また明治初年の廃仏毀釈により熊野那智神社の懸仏の廃棄が求められたとき，杉の皮に包んで社殿下の土中に埋めて守ったと伝わる。その懸仏が明治 31 年（1898）熊野那智神社参道の整備工事の際に発見された。そのうち 160 余面が昭和 41 年（1966）に宮城県指定有形文化財，懸仏 37 面，銅鏡 4 面が昭和 49 年（1974）に重要文化財指定となった。平成 23 年（2011）3 月 11 日東日本大震災で被災後は，懸仏等は一時，東北歴史博物館（宮城県多賀城市）に保管され，令和 5 年（2023）には熊野那智神社境内に収蔵庫が完成し，12 年ぶりに神社に帰郷した（『河北新報』2023 年 10 月 17 日付）。

これらの地域文化のなかでも，ここでは「おかざり」，「きりこ」，「きざみもの」などの正月飾りの切り紙に注目し，形態的には切り透かし形式（図 1・図 2），紙注連形式（図 3～図 6），人形形式（図 12）などの特定の切り紙と修験・密教文化との関連性について考えてみたい。

2　正月飾りの切り紙～おかざり・きりこ・きざみもの～

正月飾りの切り紙には，「歳徳神様」「正月様」などの神霊（神仏）を迎えるための依代（よりしろ）の役割がある。依代とは神霊を一所に集中させるための神案内の目標，目印のことであり，1 月 14 日・15 日の松焚祭（まつたきまつり）（どんと祭）や 1 月晦日，2 月初めなどの正月の神送りのときに納められるべきものだが，その多くは 1 年を通して神棚などに飾られ，翌年の松焚祭などで納められている。あるいは前年の切り紙の上に重ねて飾りつける家もある。そこには神の依代の意味とともに，神仏に捧げる御幣の意味，吉祥柄の縁起物としての意味があり，また五穀豊穣，産馬，豊漁，家内安全，商売繁盛などの現世利益的な民間信仰の意味を持ち続けてきたのであり，「歳徳神様」「正月様」が村や町を去って神送りされた後も，その神霊の一部は我が家だけにはとどまり，1 年を通じて家を守り，災難を防ぎ，豊作・豊漁をもたらしてくれるという庶民信仰の真髄がある。

(1) 正月飾りの切り紙の呼称，形態，起源，分布

正月飾りの切り紙は，その形態から大きく 4 種類に分類できる。第 1 には図 1・図 2 に見られる切り透かし形式の切り紙，第 2 には図 3・図 4・図 5 などに見られる紙注連形式の切り紙，第 3 には図 7～図 10 などに見られる幣束形式（図 11 の変わり幣束は特殊型で旧修験・密教由来の場合が多い），第 4 には図 12 の人形形式などに分類できる。

これらの正月飾りの切り紙が，「おかざり」，「きりこ」，「きざみもの」などと呼ばれるのは切り透かし形式，紙注連（かみしめ）形式，人形（ひとがた）形式の切り紙に限られる。そしていずれも旧修験・旧法印などの神職や僧侶などが，その主要な担い手であることが文化史的な特徴である。原則として，これらの切り紙の技法は秘伝であり，一子相伝で伝えられ，かつては伝統が重要視された。その一方では，切り紙の図柄は地域によっては共通性があり，旧修験・旧法印間の交流・情報交換が行われた。

正月飾りの切り紙の形態上の起源・系統については，① 人勝節（万葉集の記載や天平宝字元年〔757〕正倉院宝物「人勝残欠雑張」）および大嘗会の標山などから展開した吉祥柄の切り透かし形式，② 神の依代（祭主や年男にとっては招代）としての神樹信仰から展開した御幣（幣束），③ 神に捧げ奉献する幣帛から展開した御幣（幣束），④ 陰陽道（陰陽師）における人形，形代などから展開した人形形式などの 4 つの道筋が想定される。

このような正月飾りの切り紙の全国的な分布については，高知県，香川県，広島県，岡山県，和歌山県，奈良県，石川県，新潟県，山形県，秋田県，青森県，岩手県，宮城県，福島県，埼玉県，東京都，群馬県，山梨県，静岡県，愛知県などの事例が報告されている。

(2) 正月飾りの切り紙の階層性，地域性，歴史性

正月飾りのなかでも，「おかざり」，「きりこ」，「きざみもの」などと呼ばれた切り透かし形式と紙注連形式の切り紙は，戦前までは，おもに旧家を中心に配布され，戦後はマキ（マケ，同族）を中心に少しずつ配布先が広がっていった。

仙台市青葉区大倉（旧宮城郡大沢村大倉地区）の小倉神社（大宮家）は，大宮家の記録によれば，修験宗本山派大学院の法印が代々別当を務めていたが，神仏混淆の儀が廃止となり，11 世の大倉民部（大宮晋）が明治 3 年（1870）に復飾を願い，その後仙台藩庁により小倉神社の祠掌（神職）を言い渡され，現代では 14 世の大宮霊水（大宮典保，話者）まで神職が続いた。

戦前には，約 280 戸の氏子・崇敬者のうち，15 戸の旧家と小倉神社（旧村社）の合計 16 戸（全体の 5.7%）にのみ切り透かし形式の「おかざり」が配布されていたが，平成 8 年（1996）調査では，204 戸の氏子・崇敬者のうち，切り透かし形式の「おかざり」（八枚飾り，六枚飾り，四枚飾り等）は氏子・崇敬者に 37 戸（18.1%），氏子以外では 24 戸の合計 61 戸に配布され，紙注連形式の「おかざり」（口吸う鮒）は 40 戸（19.6%），氏子以外には 25 本が配布された。また小倉神社から配布される「おかざり」（切り透かし形式，紙注連形式），「幣束，祓幣」（幣束形式），「ご神像」（大年神，大国主神，事代主神，五穀豊穣神，竈神，山神，蒼前〔馬の神〕の大小），御札等のうち，いずれか 1 種類以上を申し込んだ氏子・崇敬者は 83 戸（40.7%）であった。

その一方では，宮城県宮城郡利府町や仙台市泉区などの神社（旧修験宗本山派・当山派が復飾）は，神社に対する貢献度の高い氏子・崇敬者に「おかざり」，「きりこ」を配布していた。また各地の一般的な傾向としては，戦後には，分家や希望する氏子・崇敬者にも少しずつ配布範囲を広げ，一時的に「おかざり」，「きりこ」などの配布先が拡大したが，昭和 40 年代以降には，家の改装・改築（茅葺屋根や土間の減少），世代交代などにより，徐々に切り紙を飾らなくなる氏子・崇敬者が出現する地域もある。あるいは仙台市青葉区芋沢（旧宮城郡大沢村芋沢地区）の宇那禰神社（旧修験宗本山派寿命院，旧村社）のように，昭和 40 年代以降に開発された新興住宅地へと配布先を広げる場合がある。ほかにも宮城県北部の気仙沼・本吉地域（気仙沼市）の神社（旧修験宗羽黒派・本山派が復飾）のように，切り紙の種類を多様化させつつ配布先を拡大し

続けてきた地域がある。

さらに地域性，階層性，歴史性などの視点から，正月飾りの切り紙は「農村型」，「都市型」，「海岸集落型」などの特徴でとらえることができる。

「農村型」の図柄は，切り紙の上部に注連縄，紙垂（しで），下部には米俵，中央には三方に供物，幣束（御幣）などが刻まれるもので，農村地域を中心にほぼ全域に見られる。地域性では伝統的な農村地域であり，階層性ではかつての「小地主層・自作農階層」（旧本百姓階層）が多い。1か所の神社で切り透かし形式の切り紙の種類は3，4種類とそれほど多くはないが，本家同士など同じ家格の家には同じ種類の切り紙が配布され，同族には本家と分家とでは規格の大小を区別して配布するなど，家格，家柄，本家・分家関係，マケなどが意識，考慮されたものだったが，戦後，現代では種類や規格が省略，簡略化される場合も少なくない。

仙台市泉区地域では，旧本山派修験・金剛院（藤岡家）が明治初年に復飾し世襲的な神職として続く二柱神社（旧仁和多利大権現社，旧村社，泉区市名坂）と，旧本山派修験・大宝院（石川家，戊辰戦争に仙台藩飛行隊として参戦）が明治3年（1870）に復飾し世襲的な神職として続く熊野神社（旧村社，泉区実沢）を本務社とする神社の神職によって，農村型の切り透かし形式，紙注連形式や幣束形式などの伝承切り紙が配布されている。

また本務社の二柱神社は八坂神社（旧牛頭天王社，旧小社，泉区大沢），須賀神社（旧牛頭天王社，旧村社，泉区野村），熊野神社（旧熊野大権現，旧村社，泉区松森），愛宕神社（旧小社，泉区七北田）の4社を兼務社とし，本務社の熊野神社は宇佐八幡宮（旧村社，泉区根白石），八幡神社（旧村社，泉区朴沢），鷲倉神社（旧村社，泉区福岡），貴布禰神社（旧村社，泉区小角），住吉神社（旧村社，泉区西田中），賀茂神社（旧村社，泉区古内）の6社を兼務している。これらの神社が仙台市泉区全域を氏子・崇敬者地域としているのである。

「都市型」とは，地域性では非農村地域の旧城下町・門前町・町人町などが想定され，階層性では非農民の町人，特に商家・大店などであり，宮城県塩竈市の祓ヶ崎稲荷神社（榊原家）と氏子・崇敬者の事例に見られるように，個々の家，個々の氏子のための図柄が特徴である。切り透かし11種類，変わり幣束7種類以上と「農村型」に比べると切り紙の種類が多くなる。都市の商家では家業が多種多様なので，同じ図柄ではなく，商家・大店ごとの独自の図柄が必要とされた。

なお榊原家は『安永風土記』では岩切村端郷余目（仙台市宮城野区）の修験として記載され，志波彦神社（旧式内社，明治4年国幣中社，塩竈市）の別当だったが，江戸時代後期には塩竈村本山派修験の光学院と称し（禄高2石），代々世襲的な修験として祓ヶ崎稲荷神社の別当を務めた。明治初年には復飾し神職となるが，明治以降，志波彦神社と鹽竈神社は国幣中社となるので国家宗祀（祭祀）を行いそれ以外の祈祷は行わなかった。そのため鹽竈神社の氏子・崇敬者のためのお祓いや伝統的な正月飾りの配布等は祓ヶ崎稲荷神社（旧小社）が行い，現在の14代榊

原久康（宮司，話者）の代まで続いている。また平成８年（1996）以前までは，旧暦初庚申の祭りでは荒神，不動明王，役行者の像の御開帳も行っていた。

「海岸集落型」は地域的には宮城県沿岸部の海岸集落に見られ，宮城郡七ヶ浜町東宮浜要害地区の東宮神社（本郷家）と氏子・崇敬者の事例によれば，階層性ではかつての「小地主・自作農兼船主階層」（旧本百姓階層）と「船方・漁師階層」の両者に切り透かし形式や紙注連形式の切り紙が配布された。前者は宝船系や農村型などの切り透かし形式の切り紙が配布され，後者の旧漁師階層には同一種類の切り紙で，東宮浜要害地区では「十六さがり」と呼ばれる吉祥柄の切り紙が配布された。明治時代以降の近代化のなかで，海岸集落における漁師階層の急速な流入と戸数の大幅な増加といった社会変動の要因を背景に，量的に多数派となった漁師階層に配慮した切り紙が製作・配布されるようになったのである。このようなことは「小地主・自作農階層」が集落の過半数を占め続けていた伝統的な農村地域では，戦前においてはほとんど見られないことであった。

なお本郷家（話者）は，本山派修験明性院の法印を務めていたが，明治初年に復飾し柏木神社の神職となり戦後には宮司となった。現在では本務社の柏木神社（旧村社，多賀城市大代）のほかに，多賀城市の仁和多利神社（旧小社），多賀神社（旧村社），塩竈市の愛宕神社（旧小社），青木神社（旧小社），神明社（旧小社），須賀神社（旧村社），宮城郡七ヶ浜町の東宮神社（旧小社），吉田神社（旧小社），稲荷神社（旧小社），諏訪神社（旧小社），鼻節神社（旧村社），荒崎神社（旧小社），神明社（旧小社）の 13 社の神職を兼務している。

お　わ　り　に

近代神社の１％前後しか占めていない官幣社，国幣社，県社，護国神社などは，おもに国家の宗祀としての役割を担い，国家祭祀，軍隊の出征や武運長久の祈願，凱旋奉告，戦没者慰霊祭，招魂祭，あるいは藩祖祭祀や地域を統合する祭典などで重要な役目を与えられた。その一方では，近代神社の 99% 前後を占めていた小社，村社，郷社は，地域の祭り年中行事や民俗芸能（神楽など），民間信仰（狼信仰など），神仏習合時代の仏像（不動明王像など），懸仏（御正体）等を，近代に引き継ぎ，現代へと継承させる歴史的な役割の一端を担った。なかでも正月行事と正月飾りは，神社の神職にとって最も重要な神事，行事であり，さらに切り透かし形式や紙注連形式，人形形式などの切り紙は，密教・修験文化の痕跡を色濃く伝えるものだったのである。

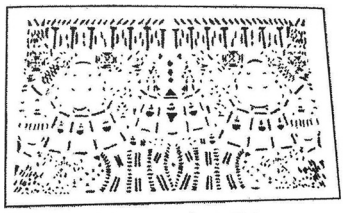
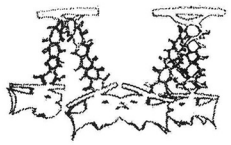
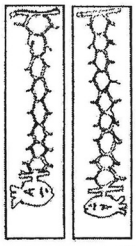
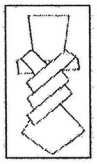

図1　切り透かし形式

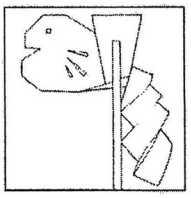

図2　切り透かし形式

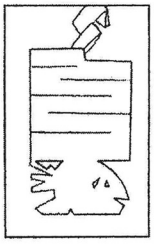

図3　紙注連形式・オカザリ型

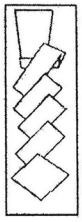

図4　紙注連形式・オカザリ型


図5　紙注連形式・シデ型


図10　幣束形式（普通幣束）


図11　幣束形式（変わり幣束）


図6　紙注連形式・シデ型


図7　シデ形式（幣束）

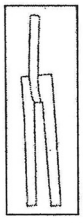
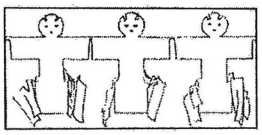
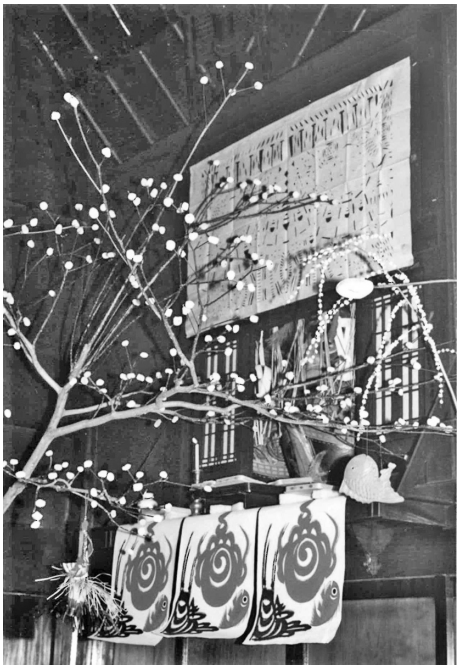

図8　シデ形式（略シデ）


図9　ボンテン形式


図12　人形形式

伝統的な正月飾りの形態分類



仙台市青葉区大倉・結城本家の正月飾りとおかざり「八枚飾り」（1996 年 1 月 14 日撮影）

結城本家の台所の神棚には，仙台の松川達磨と注連縄が飾られその上には小倉神社から配布された，おかざり「八枚飾り」を貼っている。注連縄にはトシナガミ（年縄紙，略紙垂），松葉，ユズリハ（譲葉），タヅクリ（田作り，カタクチイワシ），スルメ，昆布をはさむ。神棚の両脇には三階松（三蓋松）の松飾り，お供え餅の下には「玉紙」（星の玉，宝珠に海老と鯛）と呼ばれる飾り紙を敷いている。左側から中央にかけては小正月の団子木が供えられている。

付　記

本稿は，京都大学人文科学研究所・共同研究班「近代日本の宗教と文化」での報告「近現代の神社と世襲的な神職と地域の正月飾りの文化史」（2023 年 4 月）をもとに仙台市歴史民俗資料館での調査研究成果等をつけくわえ取りまとめたものである（本文中の敬称は省略した）。

注

1）林淳「「神仏混淆」から「神仏習合」へ ―― 用語の再検討」（羽賀祥二編『近代日本の地域と文化』，吉川弘文館，2018 年）。
2）村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編『明治維新神仏分離史料』上巻・中巻・下巻・続篇上巻・続篇下巻（東方書院，1926・1926・1927・1928・1929 年）。
3）辻善之助「神仏分離の概観」（村上専精ほか編『明治維新神仏分離史料』上巻，東方書院，1926 年）。
4）下出積與・圭室文雄「覚書　明治大学と日本宗教史」（『駿台史学』50，1980 年）。
5）圭室諦成『明治維新　廃仏毀釈』（白揚社，1939 年）。
6）圭室文雄『神仏分離』（教育社歴史新書，1977 年）。圭室文雄「明治維新の神仏分離政策」（『現代宗教研究』41，2007 年）。
7）柳川啓一「国家神道廃止令」（『国史大辞典』）。「国家神道，神社神道ニ対スル政府ノ保証，支援，保全，監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（昭和 20 年 12 月 15 日）連合国軍最高司令官総司令部参謀副官発第 3 号（民間情報教育部）終戦連絡中央事務局経由日本政府ニ対スル覚書」（『学校百年史　資料編』，文部省，1981 年）。アジア歴史資料センター「神道指令」・JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A17110273600，国家神道，神社神道に対する政府の保護支援，保全統制及び弘布の廃止（国立公文書館）。
8）文部省『新教育方針　第二分冊　第一部前篇　新日本建設の根本問題』（1946 年）。
9）『神社本庁十年史』（神社本庁，1956 年），1～49 頁。
10）藤谷俊雄「国家神道の成立」（『日本宗教史講座』第 1 巻国家と宗教，三一書房，1959 年）。
11）藤谷俊雄『神道信仰と民衆天皇制』（法律文化社，1980 年）。
12）村上重良『国家神道』（岩波新書，1970 年）。
13）安丸良夫『神々の明治維新 ―― 神仏分離と廃仏毀釈』（岩波新書，1979 年）。安丸良夫・宮地正人『日本近代思想大系 5　宗教と国家』（岩波書店，1988 年）。
14）安丸良夫「近代天皇像の形成」（『歴史評論』465，1989 年）。安丸良夫『近代天皇像の形成』（岩波書店，1992 年）。
15）安丸良夫『文明化の経験　近代転換期の日本』（岩波書店，2007 年）。
16）葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』（神社新報社，1987 年）。
17）羽賀祥二「神道国教制の形成　宣教使と天皇教権」（『日本史研究』264，1984 年）。羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房，1994 年）。
18）武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察 ―― 明治初年における津和野派の活動を中心に ――」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』，第一書房，1987 年）。武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂，1996 年）。

19）　新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂，1997 年）。
20）　山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会，1999 年）。
21）　高木博志『近代天皇制の文化史的研究 ―― 天皇就任儀礼・年中行事・文化財 ――』（校倉書房，1998 年）。
22）　ジョン・ブリーン「明治初年の神仏判然令と近代神道の創出」（『明治聖徳記念学会紀要復刊』43 号，2006 年）。ジョン・ブリーン『神都物語　伊勢神宮の近現代史』（吉川弘文館，2015 年）。
23）　田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』（清文堂，1997 年）。
24）　島薗進「神道と国家神道・試論 ―― 成立への問いと歴史的展望 ――」（『明治聖徳記念学会紀要復刊』43 号，2006 年）。島薗進『国家神道と日本人』（岩波新書，2010 年）。
25）　新谷尚紀『神道入門 ―― 民間伝承学から日本文化を読む』（ちくま新書，2018 年）。
26）　本田安次『陸前濱乃法印神楽』（郷土社書房，1934 年）。本田安次「登米郡の神楽」（『仙台郷土研究』16 巻 1 号，1947 年）。
27）　雄勝町教育委員会編『雄勝法印神楽』（雄勝町教育委員会，2000 年）。
28）　千葉雄市「宮城県の民俗芸能（1）―― 法印神楽」（『東北歴史博物館研究紀要』1，2000 年）。
29）　笠原信男『明治維新と宮城の芸能』（河北新報出版センター，2022 年）。
30）　柳田国男「神社のこと」（『民俗学研究』1，1950 年，『定本柳田国男集』10，1969 年に所収）。
31）　和歌森太郎編『陸前北部の民俗』（吉川弘文館，1969 年）。
32）　宮家準『修験道の地域的展開』（春秋社，2012 年）。
33）　宮城県神社庁編『宮城県神社きりこ写真集』（宮城県神社庁，1972 年）。
34）　熊谷清司『日本の伝承切紙』（文化出版局，1981 年）。
35）　佐藤雅也「仙台地方の山村地域における正月・小正月行事」（『仙台市歴史民俗資料館調査報告書』10，1991 年）。佐藤雅也・伊藤優「仙台地方の正月飾りと伝承切紙」（『仙台市歴史民俗資料館調査報告書』16，1997 年）。
36）　宮城の正月飾り刊行会編『祈りのかたち ―― 宮城の正月飾り ――』（日貿出版，2003 年）。
37）　村上重良『近代日本の宗教』（講談社現代新書，1980 年）。
38）　河村忠伸『近現代神道の法制的研究』（弘文堂，2017 年）。
39）　佐々久「仏教史」（『宮城県史 12』，1961 年）。
40）　伊藤辰典「旧仙台藩領における修験寺院の変遷　Ⅰ」・「旧仙台藩領における修験寺院の変遷　Ⅱ」（『東北文化研究室紀要』41・42，2000 年・2001 年）。
41）　佐藤雅也「近代民衆と「神仏混淆」文化のゆくえ～正月迎えの切り紙「おかざり」「きりこ」「きざみもの」を中心に～」（『仙台市歴史民俗資料館調査報告書』42，2024 年）。佐藤雅也「近代民衆と「神仏混淆」文化のゆくえ（2）～近代神社神道の成立と神仏習合的な文化の継承～」（『仙台市歴史民俗資料館調査報告書』43，2025 年）。以下とくに注記がない限り図版，写真を含め上記拙稿を参照。
42）　石黒伸一朗『牙を剥け ―― 東北地方の狼信仰 ――』（村田町歴史みらい館，企画展図録，2024 年）。

要　旨

この論考は，大きく分けて３つのテーマから構成されている。

第１に，宮城県や東北地方を中心に，歴史学や民俗学などにおける日本近代の神仏分離，国家神道，神道国教化，神社神道に関する一定の研究整理を行い，その特徴と残された課題を明らかにした。

第２に，これまで見逃されてきた近代神社の９割以上を占めてきた小社（無格社），村社などに焦点をあてた。その多くは真言宗，天台宗，修験宗などの社僧，別当（法印）が明治初年に復飾（還俗）し，神職に転向（転職）したことを，おもに旧仙台藩地域の事例をもとに明らかにした。また彼らの多くは代々神職として現代にまでその伝統を継承していることを指摘した。

第３に，それらの近代神社に移行された修験・密教文化について，正月飾りを中心に考察し，それが日本近現代の地域の神社に豊かで深みのある多様な文化をもたらしたことを論じている。これらの正月行事と正月飾りは，神社の神職にとって最も重要な神事，行事であり，特に切り透かし形式，紙注連形式，人形形式などの伝統的な切り紙の形態や吉祥柄の意味は，密教・修験文化の痕跡を色濃く伝えるものだったのである。

また農村型，都市型，海岸集落型などの地域の実情に合わせた特色ある切り紙が展開され，現代にも継承されていることを明らかにした。

以上のことから，神社の近代化において，近代の国家神道（神社神道）と民間伝承は，対立・競合・淘汰・包摂される側面だけではなく，両者が併存，混在化し，民衆・常民の新しい文化を形成してゆく変容の過程としてとらえられる側面もあること，それが我々の身の回りにある現代の神社神道や民間信仰のなかにも見出すことができることを明らかにした。

キーワード：神社の近代化，神仏混淆，小社，正月飾り（伝承切り紙），農村型・都市型・海岸集落型

Summary

This paper is structured around three themes.

First, I organized the research on State Shinto and Shrine Shinto in modern Japan, clarifying its characteristics and challenges. This paper also focuses on case studies from the Tohoku region and Miyagi Prefecture.

Secondly, we focused on small shrines in modern Japan, which accounted for more than 90% of the total. Most of them revealed that they had become laymen after leaving the priesthood, particularly those from Esoteric Buddhism and Shugendo. Many of them have passed down the tradition of being Shinto priests for generations up to the present day.

Thirdly, I discussed the Esoteric Buddhism and Shugendo culture that was integrated into Shinto shrines, with a focus on Traditional New Year decorations. New year's events and the production of New Year's decorations are the most important for a shrine's priests to perform. In the main text, New Year's decorations, especially traditional *kirigami*（paper cutting）are classified by type and their historical meanings are clarified. Furthermore, The way Ner Year's decorations are distributed is regional characteristic such as rural and urban, coastal village types.

Therefore, the study revealed that State Shinto, Shrine Shinto, and folk beliefs have blended to create a new popular culture.

Keywords: the modernization of Shinto Shrines, Shinto-Buddhism syncretism, small shrines, New Year's decorations（traditional *kirigami*）, the rural style, urban and coastal village types